障 害 児 福 祉 手 当 の し お り

【制度の内容】

目　　的　所得保障の一環として重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助とし手当を支給することにより重度障害児の福祉の向上を図る。

対 象 者　身体、知的または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の 20 歳未満の人。

支給制限　受給資格者又はその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が基準額以上であるときは支給停止となる場合があります。

手 当 額　月額　１６，５６０円（令和８年４月から）
２、５、８、１１月に前月分までを本人名義の口座に振り込みます。

【新規申請のときに必要なもの】

□ 認定請求書　□ 同意書（様式第４号）　□ 診断書　□ 所得状況届
□ 同意書（療育手帳所持者で、精神障害用の診断書を提出する場合）
□ 支払金口座振替依頼書　□ 本人名義の口座の通帳　□ 障害者手帳
□ マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード
□ 保護者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど顔写真付きのもの。顔写真付の証明書をお持ちのでない場合は、公的医療保険の資格確認書、特別児童扶養手当証書などを２点）
□ 世帯全員の住民票の写し（※）
□ 前年の所得がわかる書類（源泉徴収票・所得証明 等）（※）
（※については、市の台帳で確認できる場合は省略できます）

【各種届出について】

次のときは届出が必要です。
届出をしないで手当を受給した場合は、あとで返還していただくことになります。

現況届 （所得状況届）	毎年８月１２日から９月１１日までの間に、前年の所得がわかる書類を添えて提出。
変更届	氏名、住所※、扶養義務者、振込口座等を変更したとき。
資格喪失届	・20 歳になったとき。 ・児童福祉施設等に入所したとき。 ・障害を支給事由とする年金を受給することとなったとき。 （全額支給停止の場合を除く） ・障害の程度が軽くなり、常時の介護が必要なくなったとき。
死亡届	受給資格者が死亡したとき。

※ 市外へ転出したときは、転出先の市町村役場で届出を行ってください。

問い合わせ

三原市障害者福祉課 障害者福祉係　TEL:０８４８－６７－６０６０　FAX:０８４８－６４－２１３０